

伊豆市産材使用建築物取得費補助金交付要綱

令和5年8月24日告示第149号の2
改正 令和6年11月7日告示第149号
改正 令和6年12月23日告示第172号
改正 令和7年3月25日告示第43号

(趣旨)

第1条 この告示は、伊豆市産材の利用促進を図るため、伊豆市産材を使用した木造建築物を新築、増築又は木質化をする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては伊豆市補助金等交付規則（平成16年伊豆市規則第42号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 伊豆市産材 伊豆市において生産された木材をいう。
- (2) 住宅 注文住宅及び併用住宅をいう。
 - ア 注文住宅 請負契約により建築され、又は請負契約によらないで自ら建築する木造住宅をいう。
 - イ 併用住宅 居住の用に供する空間（以下「居住部分」という。）と、店舗、事務所など業務の用に供する空間（業務部分）を併せてもつ建物をいう。
- (3) 非住宅 住宅以外の用途に供する建築物をいう。
- (4) 木質化 木材を用いた内装の改修をいう。
- (5) 補助対象家屋 次の要件をすべて満たした新築、増築又は木質化した建築物をいう。
 - ア 市内で製材業を営む者により製材された伊豆市産材を使用すること。
 - イ 市内に事業所を有する大工、工務店等によって施工されたものであること。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に補助対象家屋となる住宅又は非住宅を新築、増築又は木質化する者で次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 伊豆市暴力団排除条例（平成24年伊豆市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者
- (2) 市町村税を完納している者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象家屋となる住宅又は非住宅を新築、増築又は木質化に使用する伊豆市産材の使用量（立方メートルを単位とし、小数点以下第3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）に15万円を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、100万円を上限とする。

(申請書の提出)

第5条 住宅又は非住宅を新築、増築又は木質化しようとする者で、補助金の交付を受けようとする者は、補助対象工事着手1月前（木質化にあつては、補助対象工事の着手予定日の2週間前）までに、伊豆市産材使用建築物取得費補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認済証の写し（建築確認済証の交付を不要とする建築物を除く。）
- (2) 建築位置図
- (3) 平面図
- (4) 工事請負契約書等の写し
- (5) 伊豆市産材の使用箇所が確認できる図面（ただし、木質化に限る。）

(6) 市町村税の完納を証する書類

(申請の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の対象となるものであると認めるときは、伊豆市産材使用建築物取得費補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(注文住宅又は非住宅の新築、増築又は木質化における申請の変更の届出)

第7条 補助金交付の決定を受けた者は、伊豆市産材使用建築物取得費補助金交付申請書の記載事項に変更があった場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(完了の報告)

第8条 交付の決定を受けた者は、上棟(棟木を取り付けることをいう。)の日(木質化にあっては、工事完了の日)から起算して10日を経過した日までに、次の書類を市長に提出するものとする。

(1) 補助対象家屋建築完了報告書(様式第4号)

(2) 伊豆市産材出荷証明書(様式第5号)

(3) 写真(木材及び上棟を確認できるもの)

(完了の報告の審査等)

第9条 市長は、前条の規定により完了の報告があったときは、その内容を審査し、及び現地調査を行い、適当と認めるときは、その旨を伊豆市産材使用建築物取得費補助金交付確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第10条 前条の規定により交付の確定を受けた者は、通知を受けた日から20日以内に伊豆市産材使用建築物取得費補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があった場合において、内容が適正であると認めるときは、30日以内に補助金を交付するものとする。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(令和7年3月25日伊豆市告示第43号 改正)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

伊豆市産材使用建築物取得費補助金交付申請書

年 月 日

伊豆市長 様

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

次の建築物について、伊豆市産材使用建築物取得費補助金の交付を受けたいので、申請します。

申 請 区 分		新築 ・ 増築 ・ 木質化 (いずれかを囲む)	
建 物 所 在 地		伊豆市	
建 物 概 要		造 階建、延べ床面積 m ²	
上 棟 予 定 年 月 日 又 は 木 質 化 工 事 完 了 予 定 日		年 月 日	
木 材 使 用 （ 予 定 ）	新 築 ・ 増 築	伊豆市産材使用量	m ³
		新築・増築に要する費用	円
	木 質 化	使用場所 (部屋の名称)	
		使用部位(床・壁等)	
木 材 納 入 業 者	住 所 (法人にあつては、 事 務 所 の 所 在 地)	伊豆市産材使用量	m ³
		木質化に要する費用	円
請 建 負 築 業 (工 者 事)	住 所 (法人にあつては、 事 務 所 の 所 在 地)	氏名(法人にあつては、名称及 び 代 表 者 の 氏 名)	
		電 話 番 号	
		氏名(法人にあつては、名称及 び 代 表 者 の 氏 名)	
木 材 納 入 業 者	住 所 (法人にあつては、 事 務 所 の 所 在 地)	電 話 番 号	
		氏名(法人にあつては、名称及 び 代 表 者 の 氏 名)	

様式第4号（第8条関係）

補助対象家屋建築完了報告書

年 月 日

伊豆市長 様

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号により伊豆市産材使用建築取得費補助金交付の決定を受けた建築工事が完了したので、次のとおり報告します。

建 築 工 事 場 所	伊豆市
上 棟 年 月 日 又 は 木 質 化 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日

様式第5号（第8条関係）

伊豆市産材出荷証明書								
建築工事請負業者所在地				建築工事場 所		伊豆市		
建築工事請負業者名称				申請者氏名				
	名称	樹種	長さ(m)	断面寸法 (cm)		単材積(m ³)	木材量	
				縦	横		本数・枚数	材積(m ³)
構造用製材								
造作用製材								
木質建材								
合 計							本 枚	m ³

上記の木材は、伊豆市産材であることを証明します。

所在地

名 称

（自書しない場合は、記名押印すること。）

※静岡県森林組合連合会が発行する「出荷証明書」を添付すること。

様式第7号（第10条関係）

伊豆市産材使用建築物取得費補助金交付請求書

金 _____ 円也

ただし、 _____ 年 _____ 月 _____ 日付け _____ 第 _____ 号により補助金交付の確定を受けた伊豆市産材
使用建築物取得費補助金として、上記のとおり請求します。

補助金交付確定額 _____ 円

_____ 年 _____ 月 _____ 日

伊豆市長 _____ 様

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____

口座振替先金融機関名

口座名義

口座種別

口座番号